

記載要領(国土交通省)を要約しました。

<b>経審を受けない場合</b>	主な工事について請負代金の額の大きい順に記載する。	
<b>経審を受ける場合</b>	元請 工事	元請工事に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、 請負代金の大きい順に元請工事を記載する。 ただし、元請工事に軽微(税込み500万円未満)な建設工事が含まれる場合は、 軽微な建設工事の元請工事は10件を超えて記載する必要はない。
		に続けて総完成工事高の7割を超えるところまで、 元請工事・下請工事の別に関わらず、請負代金の額の大きい順に 工事( で記載をした元請工事を除く)を記載する。 ただし、軽微(税込み500万円未満)な建設工事が含まれる場合は、 軽微な建設工事は10件を超えて記載する必要はない。
		に続けて、主な未成工事について請負代金の額の大きい順に記載する。

この国交省の記載要領ではさっぱりわかりませんので、  
都道府県が独自の解説をしているという現状です。

**経審を受ける**場合は  
ちょっと複雑

<b>経審を受けない場合</b>	【山形県】請負代金の大きい順に5件(合計の7割なくてもよい) 【愛知県】請負代金の大きい順に10件、又は60%超のいずれか少ない件数 【広島県】請負代金の大きい順(件数の指示はない)  都道府県によって取り扱いが違いますので判断に困りますが、元請、下請にかかわらず 請負代金の大きい順に最大1ページ(13件)記載すれば問題ないと思います。
<b>経審を受ける場合</b>	お客様から質問が多い事項をまとめてみました。
	Q. 元請だけの記載で全体の7割を超えましたが、下請を記入する必要がありますか？
	A. 下請の記入は不要と思われます(下記大阪府の記載フロー参照)。ただし、他県では 取り扱いが違うこともあります。各都道府県の手引きだけでは判断できない場合、担当の 役所に確認してみてください。
	Q. 税込み500万円以上の工事全部+税込み500万円の工事10件<7割に達しません。7割 超にするため税込み500万円未満の工事をさらに何百件も記載する必要がありますか？
	A. 税込み500万円未満の工事は11件以上記載不要と思われます(下記大阪府の記載 フロー参照)。ただし、他県では取り扱いが違うこともあります。各都道府県の手引きだけ では判断できない場合、担当の役所に確認してみてください。
Q. 税込み500万円以上の工事は全部記載するのでしょうか？途中まですでに7割以上 はクリアしています。	
A. 1000億円を超えればそれ以上記載不要という取り扱いがあります。1000億円以下で もこのようなケースはありえますが、役所の解説に見当たりません。担当の役所に確認し てください。	

工事経歴書(第2号様式)の記載フロー

別添

- ①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
  - ②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
- ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない

